

直前・法令問題

# 運行管理者試験のポイント

平成 14 年度（改訂版）

## < 追補版（第 2 版） >

（平成 15 年 2 月）

### 【ご購入者各位】

この度は、弊社『直前・法令問題 運行管理者試験のポイント 平成 14 年度（改訂版）』をご購読いただきありがとうございます。

本書内容中に一部誤りがあることが判明し、また一部表現にあいまいな箇所がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、<追補版>を発行させていただくことといたしました。

つきましては、お手数をおかけすることとなり恐縮に存じますが、下記ページを本追補版と差し替えてご利用いただきたくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点などがございましたら、お気軽に弊社までご照会賜りたくお願い申し上げます。

法律情報出版株式会社

【問い合わせ先】 TEL : 03-5805-5630 FAX : 03-5805-5631

メール : office@legal-info.co.jp

※この追補版は弊社ホームページからダウンロードすることもできます。

URL : <http://www.legal-info.co.jp>

### 【31 ページ 平成 14 年第 1 回（乗用）問 4】

#### 合格キーワード

（略）

□設問の場合の算定例

- ①乗用の場合の算出式 :  $1 \text{ 名} + (\text{車両数} \div 40) \text{ 名}$  (1 未満の端数切捨て)
- ②  $1 \text{ 名} + [(132 \text{ 両} + 70 \text{ 両}) \div 40 = 5.05$  (1 未満切捨て)] = 6 名 (増車後の運行管理者数)
- ③  $6 \text{ 名} - 5 \text{ 名} = 1 \text{ 名}$  (追加選任数)

### 【32 ページ 平成 14 年第 1 回（乗合）問 5】

#### 合格キーワード

（略）

□設問の場合の算定例

- ①乗合の場合の算出式 :  $1 \text{ 名} + (\text{車両数} \div 40) \text{ 名}$  (1 未満の端数切捨て)
- ②  $1 \text{ 名} + [(261 \text{ 両} + 63 \text{ 両}) \div 40 = 8.1$  (1 未満切捨て)] = 9 名 (増車後の運行管理者数)
- ③  $9 \text{ 名} - 8 \text{ 名} = 1 \text{ 名}$  (追加選任数)

【94 ページ 平成 14 年第 1 回（貨物）問 11】

**合格キーワード**

（略）

◇事業用自動車のブレーキに係る日常点検基準は、①ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること、②ブレーキの液量が適当であること、③空気圧力の上がり具合が不良ではないこと、④ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること、⑤駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であることの5つである。

【97 ページ 平成 14 年第 1 回（乗用）問 11】

	解答	誤っている記述	正しい記述	法条（頁）
2	×	点検整備記録簿は、自動車ごとに整理し、その記載の日から1年間営業所（使用の本拠）に、備え置かなければならない	点検整備記録簿は、自動車ごとに整理し、その記載の日から <u>1年間当該自動車に</u> 、備え置かなければならない	同 49 条 1 項・3 項（245 頁）、点検基準 4 条 2 項（407 頁）

【98 ページ 平成 14 年第 1 回（乗用）問 11】

（略）

◇事業用自動車のブレーキに係る日常点検基準は、①ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること、②ブレーキの液量が適当であること、③空気圧力の上がり具合が不良ではないこと、④ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること、⑤駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であることの5つである。

【99 ページ 平成 14 年第 1 回（乗合）問 11】

	解答	誤っている記述	正しい記述	法条（頁）
1	×	その記載の日から 1 年間営業所（使用の本拠）に、備え置かなければならない	その記載の日から <u>1年間当該自動車に</u> 、備え置かなければならない	車両法 49 条 1 項・3 項（245 頁）、点検基準 4 条 2 項（407 頁）

（略）

**合格キーワード**

（略）

◇点検整備記録簿は、その記載の日から1年間その自動車に備え置かなければならない。

【103 ページ 平成 14 年第 1 回（貸切）問 11】

	解答	誤っている記述	正しい記述	法条（頁）
2	×	点検整備記録簿は、自動車ごとに整理し、その記載の日から 1 年間営業所（使用の本拠）に、備え置かなければならない	点検整備記録簿は、自動車ごとに整理し、その記載の日から <u>1</u> 年間当該自動車に、備え置かなければならない	車両法 49 条 1 項・3 項（245 頁）、点検基準 4 条 2 項（407 頁）

（略）

**合格キーワード**

（略）

◇点検整備記録簿は、その記載の日から 1 年間その自動車に備え置かなければならない。

【108 ページ 平成 14 年第 1 回（乗用）問 10】

	解答	誤っている記述	正しい記述	法条（頁）
2	×	初めて自動車検査証の交付を受ける場合の自動車検査証の有効期間は、2 年である	初めて自動車検査証の交付を受ける場合の自動車検査証の有効期間は、 <u>1</u> 年である	同 61 条 1 項（248 頁）

【113 ページ 平成 14 年第 1 回（乗合）問 9】

	解答	誤っている記述	正しい記述	法条（頁）
2	×	国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない	国土交通大臣の行う <u>変更登録</u> の申請をしなければならない	同 12 条 1 項（236 頁）

（略）

4	×	初めて自動車検査証の交付を受ける場合の自動車検査証の有効期間は、2 年である	初めて自動車検査証の交付を受ける場合の自動車検査証の有効期間は、 <u>1</u> 年である	車両法 61 条 1 項（248 頁）
---	---	--	--	---------------------

【120 ページ 平成 14 年第 1 回（貸切）問 12】

**合格キーワード**

◇（略）

□旅客自動車運送事業用自動車には、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための赤色の非常灯を備えることができる。

【142 ページ 平成 14 年第 1 回（貸切）問 15】

	解答	誤っている記述	正しい記述	法条（頁）
1	×	旅客自動車運送事業用自動車でロープを装着して牽引する場合の最高速度は、時速 40 キロメートルである	旅客自動車運送事業用自動車でロープを装着して牽引する場合の最高速度は、時速 <u>30</u> キロメートルである	道交法 22 条 1 項（430 頁）、同施行令 11 条・12 条（530 頁）

---

【152 ページ 平成 14 年第 1 回（貸切）問 14】

**合格キーワード**

◇自動車が駐車を禁止されている場所は、次のとおり。

- ・ 消火栓、指定消防水利の標識、消防用防火水槽の吸水口、吸管投入孔から 5 m 以内の部分
- ・ 道路工事が行われている場合の当該工事区域の側端から 5 m 以内の部分
- ・ 火災報知器から 1 m 以内の部分
- ・ 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納、修理のための道路外施設に接する自動車用の出入口から 3 m 以内の部分

---

【168 ページ 平成 14 年第 1 回（貨物）問 17】

（略）

◇第 2 種免許は、大型第 2 種免許、普通第 2 種免許、大型特殊第 2 種免許、けん引第 2 種免許に区分する。

（略）

---

【188 ページ 平成 14 年第 1 回（乗用）問 20】

**合格キーワード**

◇1 日（始業時刻から起算して 24 時間をいう）についての拘束時間は、13 時間を超えないものとする。

◇拘束時間を延長する場合、1 日についての拘束時間の限度（最大拘束時間）は 16 時間とする。

◇設問での検討例

- ・ 1 日は「始業時刻から起算して 24 時間」と定義されていることから、1 日目は「始業時 8 時から翌日 8 時までの 24 時間」が対象となり、この間に何時間拘束されたかを確認する。
- ・ これによると、1 日目は「8 時から 18 時までの 10 時間」に「翌日 6 時から 8 時までの 2 時間」を加えた「12 時間」が拘束時間となる。
- ・ 同様に、2 日目は「6 時から 22 時までの 16 時間」、3 日目は「7 時から 20 時までの 13 時間」に「翌日 6 時から 7 時までの 1 時間」を加えた「14 時間」、4 日目は「6 時から 22 時までの 16 時間」が拘束時間となり、正解 3 が導き出される。

---

【193 ページ 平成 14 年第 1 回（貨物）問 20】

**合格キーワード**

◇1 日（始業時刻から起算して 24 時間をいう）についての拘束時間は、13 時間を超えないものとする。

◇拘束時間を延長する場合、最大 16 時間まで延長することができるが、1 日の拘束時間が 15 時間を超える回数は 1 週間に 2 回以内でなければならない。

◇設問での検討例

- ・ 1 日は「始業時刻から起算して 24 時間」と定義されていることから、1 日目は「始業時 9 時から翌日 9 時までの 24 時間」が対象となり、この間に何時間拘束されたかを確認する。
- ・ これによると、1 日目は「9 時から 0 時までの 15 時間」に「翌日 8 時から 9 時までの 1 時間」を加えた「16 時間」が拘束時間となる。

- ・同様に、2日目は「8時から0時までの16時間」、3日目は「10時から20時までの10時間」に「翌日6時から10時までの4時間」を加えた「14時間」、4日目は「6時から20時までの14時間」が拘束時間となり、正解3が導き出される。

---

【195 ページ 平成 14 年第 1 回（乗合）問 20】

### 合格キーワード

- ◇1日（始業時間から起算して24時間をいう）についての拘束時間は、13時間を超えない。
- ◇拘束時間を延長する場合、最大16時間まで延長することができるが、1日の拘束時間が15時間を超える回数は1週間に2回以内でなければならない。
- ◇設問での検討例
  - ・1週間単位での「15時間を超える日数」をチェックする。
  - ・すると、選択肢2は、月曜日7時間、火曜日16時間、水曜日7時間、木曜日16時間、金曜日16時間、土曜日6時間の拘束時間となり、15時間を超える日が1週間に3回以上となり、改善基準に違反することとなる。

---

【196 ページ 平成 14 年第 1 回（貸切）問 20】

### 合格キーワード

- ◇1日（始業時刻から起算して24時間をいう）についての拘束時間は、13時間を超えない。
- ◇拘束時間を延長する場合、最大16時間まで延長することができるが、1日の拘束時間が15時間を超える回数は1週間に2回以内でなければならない。
- ◇設問での検討例
  - ・1週間単位での「15時間を超える日数」をチェックする。
  - ・すると、選択肢2は、月曜日7時間、火曜日16時間、水曜日7時間、木曜日16時間、金曜日16時間、土曜日6時間の拘束時間となり、15時間を超える日が1週間に3回以上となり、改善基準に違反することとなる。

---

【202 ページ 平成 13 年第 1 回（貨物）問 20】

### 合格キーワード

- ◇1日（始業時刻から起算して24時間をいう）についての拘束時間は、13時間を超えないものとする。
- ◇拘束時間を延長する場合、1日についての拘束時間の限度（最大拘束時間）は16時間とする。
- ◇設問での検討例
  - ・1日は「始業時刻から起算して24時間」と定義されていることから、1日目は「始業時8時から翌日8時までの24時間」が対象となり、この間に何時間拘束されたかを確認する。
  - ・これによると、1日目は「8時から20時までの12時間」が拘束時間となる。
  - ・同様に、2日目は「10時から0時までの14時間」に「翌日8時から10時までの2時間」を加えた「16時間」、3日目は「8時から22時までの14時間」に「翌日6時から8時までの2時間」を加えた「16時間」、4日目は「6時から20時までの14時間」が拘束時間となり、正解2が導き出される。

以上